

高松市立みんなの病院夜間看護補助者派遣業務仕様書

1 業務の名称

高松市立みんなの病院夜間看護補助者派遣業務

2 業務の場所

高松市立みんなの病院

香川県高松市仏生山町甲 8 4 7 番地 1

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 派遣労働者の要件

派遣労働者は次の要件を満たす者であること。

- ・心身ともに健康であること。
- ・標準的な日本語による円滑な会話が可能であること（日本語以外を母国語とする者である場合は、日本語能力試験N 2 以上（日本語能力試験以外の同等以上の資格も可）を有すること。）。
- ・当院の基本理念や運営方針を理解して行動できること。
- ・公立病院として求められる服務規律を理解して行動できること。
- ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等に指定されている病院に勤務していることを理解して感染防止のために求められる行動ができること。
- ・別紙「夜間看護補助者業務一覧」に定める業務を円滑且つ正確に遂行できること。
- ・その他、当院の指示を理解して忠実に遵守できること。

5 就業日及び就業時間

(1) 就業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。

(2) 業務時間

ア 1 日当たりの業務時間は、原則として午後 4 時 30 分から午後 11 時 00 分までとする。ただし、これにより難い場合は派遣元業者と当院で協議の上、一部を午後 5 時から午後 11 時 30 分までとすることができまするものとする。

イ アの時間内における休憩時間は、45 分間とする。

ウ アの業務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）は原則実施しないが、業務上必要がある場合には、時間外勤務を命ずることができるものとす

る。

- (3) 当院の夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することを前提とし、規定の業務時間に満たない場合は、派遣元事業者と当院で協議の上、(1)に定める日以外の勤務又は時間外勤務を命ずることができるものとする。
- (4) (2)に定める時間外勤務は、1日3時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命じができるものとし、(1)に定める就業日以外の日に1か月2日までの範囲で就業をさせることができるものとする。

6 配属先及び派遣人数

配属先及び派遣人数については、次のとおりとする。ただし、当院において夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合することを前提とし、規定の業務時間に満たない場合は、派遣元事業者と当院で協議の上、変更するものとする。

(1) 配属先

- ア 3階東病棟（産婦人科・整形外科・眼科・耳鼻科・内科の女性病棟）
- イ 4階東病棟（外科・消化器内科・眼科・耳鼻科を中心とした混合病棟）
- ウ 4階西病棟（呼吸器内科・呼吸器外科・形成外科・皮膚科の混合病棟）
- エ 5階東病棟（内科、脳神経外科、循環器内科、口腔外科を中心とした病棟）
- オ 5階西病棟（小児科、泌尿器科、整形外科を主科とした混合病棟）
- カ 救急病棟

(2) 派遣人数

上記アからオまでの各病棟に2人、カの救急病棟に1人とし、合計11人を配置すること。ただし、配置人数の割振りについては、派遣元事業者と当院で協議の上、変更することがある。

各病棟勤務者のうち、少なくとも1人は午後4時30分から午後11時00分までの勤務とすること。

なお、週5日の勤務を2人態勢で実施することにより、派遣人数が11人を超えることについては差し支えない。

7 主な業務内容

別紙「夜間看護補助者業務一覧」のとおりとする。

8 派遣先責任者及び派遣元責任者

- (1) 派遣先責任者：みんなの病院事務局総務課長
- (2) 派遣元責任者：派遣元事業者が指定する者

9 指揮命令者

みんなの病院副看護局長

夜間看護補助業務を行う上で、派遣労働者を直接指揮命令して当該業務のために

使用し、本仕様書に定める就業条件を守って対象業務に従事させるものとする。

1 0 派遣労働者からの苦情処理

- (1) 派遣元事業者は、当院と緊密な連携をもって、苦情の内容を遅延なく報告するとともに、苦情その他夜間看護補助業務の実施に関して生ずる問題の適切かつ迅速な解決に努めるものとする。
- (2) 夜間看護補助業務の実施に当たり、派遣労働者から当院の苦情担当責任者に苦情の申し出があったときは、迅速に派遣元事業者に連絡し、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に報告することとする。
- (3) 夜間看護補助業務における苦情担当責任者は、次のとおりとする。

当院苦情担当責任者：みんなの病院看護局長

派遣元事業者苦情担当責任者：派遣元事業者が指定する者

1 1 業務完了報告及び請求

派遣元事業者は、勤務実績を1か月ごとに月次業務完了報告書として取りまとめ、当院の検査を受けた上で、月次業務完了報告書及び適正な請求書を当院責任者に提出するものとする。なお、派遣労働者の日々の業務完了報告、月次業務完了報告書の様式及び検査方法等については、派遣元事業者と当院で協議の上、定めるものとする。

1 2 派遣料金の算出及び支払

- (1) 派遣料金は、夜間看護補助者1人につき1時間当たりの単価（以下「契約単価」という。）に全員の勤務実績の合計時間（当該合計時間に30分未満の端数がある場合は切り捨て、30分以上の端数がある場合は1時間に切り上げる。）を乗じて得た額に、当該金額に対する消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、発注者は各月末締めをもって1か月ごとに支払う。
- (2) 労働基準法に定める1日8時間の法定労働時間を超える時間外及び休日の労働時間に関する労働については、契約単価に次の各号を乗じた単価にて算出する。なお、1週間の起算日は、日曜日とする。
 - ア 時間外労働時間は、25%の割増とする。
 - イ 休日労働時間は、35%の割増とする。
 - ウ 深夜労働時間は、25%の割増とする。
 - エ 1か月の法定労働時間を超える時間外労働時間が60時間を超えた場合は超えた時間外労働時間分について25%の割増（休日労働時間は15%の割増）とする。

(3) 就業時間の計算は、15分単位（15分未満の端数については切り捨てる。）とする。

1.3 法令上の責任等

派遣元事業者及び当院は労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）を遵守し、法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。

1.4 個人情報及び機密事項の取扱い

派遣元事業者及び派遣労働者は、この契約による業務を行う上で、直接又は間接に知り得た個人情報及び機密事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

1.5 派遣労働者の変更

(1) 派遣労働者に、次に掲げる行為があったときは、当院は派遣労働者の変更を要求するものとする。

- ア 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき。
- イ 派遣労働者の業務実績が契約条件に適合しないとき。
- ウ 派遣労働者に不品行があったとき。
- エ 当院が派遣労働者の業務遂行が十分でないと判断したとき。

(2) 派遣元事業者は、派遣期間中に派遣労働者を変更する場合には、30日前までに当院に通知し、派遣元事業者と当院との協議の上、後任者との業務引継期間を1日以上設けること。また、派遣労働者がやむを得ない事情により急遽辞職する場合においては、直ちに当院に通知し、速やかに交代要員を派遣すること。なお、業務引継期間に発生する経費等については、派遣元事業者において負担すること。

1.6 損害賠償

派遣労働者が、本業務遂行中に故意又は過失により、当院又は第三者に対して起こした事故等については、派遣元事業者が損害賠償等の責任を負うものとする。

ただし、派遣元事業者が派遣労働者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき若しくは損害の発生に際し、当院にも過失が認められる場合においては、共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、協議してこれを定めるものとする。

1.7 健康管理及び感染対策

(1) 派遣元事業者は、派遣労働者の健康管理に留意し、派遣元事業者の責任において年1回以上の定期健康診断を受診させること。

(2) 派遣労働者は体調チェックを毎日行い、以下の症状がある場合は当院に報告す

ること。

- ・発熱がある場合
- ・下痢の症状がある場合
- ・咳をしている場合

- (3) 派遣元事業者は、派遣労働者に対し、業務従事前から業務開始月の翌月までの間に麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘のウイルスの抗体価検査（EIA 法（IgG））を実施し、結果を当院に通知することとする。その測定値が下表の抗体価基準値に満たない場合は、派遣元事業者の責任において速やかに予防接種を実施するものとする。
- (4) 派遣元事業者は、派遣労働者に対し、業務従事前から業務開始月の翌月までの間に結核院内感染対策（ベースラインの把握）のために、IRGA 検査（QFT 又は T-SPOT）を実施し、結果を当院に通知することとする。
- (5) 派遣元事業者は、派遣労働者に対し、業務従事前から業務開始月の翌月までの間に B 型肝炎ウイルスの HBs 抗原・抗体検査及び C 型肝炎ウイルスの HCV 検査を実施し、結果を当院に通知することとする。HBs 抗体検査の結果が陰性の場合は、派遣元事業者の責任において速やかに予防接種を実施するものとする。
- (6) 上記(1)から(5)までの検査及び予防接種等に係る費用は派遣元事業者又は派遣労働者の負担とする。

表) 抗体価基準

	基準値		基準値
麻疹	16.0 未満	流行性耳下腺炎	4.0 未満
風疹	8.0 未満	水痘	4.0 未満

18 その他

- (1) 派遣元事業者は、派遣労働者が休暇等の理由により、勤務しない日が判明したときは、事前に当院に報告すること。また、派遣労働者が相当期間勤務しない日がある場合又は当該休暇等により夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合しなくなる恐れのある場合については、当院と協議の上、当該派遣労働者に替わる別の派遣労働者を派遣すること。
- (2) 派遣労働者に与える休憩時間は、勤務時間に含まないものとし、労働者派遣の対価として派遣料金に含めないものとする。
- (3) 派遣労働者の当院への通勤費用については、派遣元事業者の負担とする。なお、駐車場については、当院が指定する院内駐車場を無償で提供するものとする。
- (4) 業務上必要となるセキュリティカード及び消耗品等については、当院が派遣労働者に貸与又は提供するものとする。派遣労働者は、これらを含む当院の設備及び物品等の取扱いに十分注意すること。当院の設備及び物品等について、派遣労働者の過失により破損又は紛失等があった場合は、直ちに派遣元事業者から当院に報告

しなければならない。なお、セキュリティカードを破損又は紛失した場合は、実費（2,000円、消費税及び地方消費税を含む。）にて新しいセキュリティカードの提供を受けるものとする。

- (5) 派遣労働者は、当院が貸与するユニフォーム及び名札を着用し、業務に従事すること。なお、ユニフォームの洗濯については、当院の洗濯業務委託を利用することができるものとする。

靴は白色を基準とし、派遣労働者が準備すること。

その他の身だしなみ等については、看護局の指示に従うこと。

- (6) 派遣元事業者及び当院は、業務準備期間においては、派遣労働者の業務開始に向け、誠意を持って準備に協力すること。ただし、業務準備期間に発生する費用は、派遣元事業者が負担すること。

- (7) 業務従事前に勤務研修としてオリエンテーション及び病棟研修を1時間程度実施するものとする。当該研修に係る時間は勤務時間に含まないものとし、労働者派遣の対価として派遣料金に含めないものとする。

- (8) 夜間急性期看護補助体制加算の変更又は廃止により、当院が高松市立みんなの病院夜間看護補助者派遣業務委託の継続が不可能と判断した場合は、当該業務委託契約の全部又は一部を解除することがある。

- (9) この仕様書に記載のない事項は、派遣元事業者と当院が協議して、定めるものとする。

夜間看護補助者業務一覧

別 紙

生活環境にかかる業務	
1)病床及び部署の清掃・整頓	(1)ベッド周囲の清掃 ・使用中のベッド、床頭台、オーバーテーブルの清掃、患者の持ち物（オムツ・タオル・衣類など）の整理整頓 (2)物品管理 ・使用後の車椅子、ストレッチャー、ベッド、歩行器、点滴台、医療機器などの清掃及び整頓・汚物処理室と器材庫の清掃及び整理整頓
2)病室の環境調整	(1)温度・湿度の調整、採光、換気など
3)リネン類の管理	(1)シーツ交換 (2)リネンの管理
日常生活にかかる業務	
1)身体の清潔に関する世話	(1)必要物品の準備・片付け
2)排泄に関する世話	(1)便器・尿器・蓄尿ビンの洗浄消毒
3)食事に関する世話	(1)配膳・下膳 (2)セッティング (3)食事量の確認
4)運動・移乗・移送に関する世話	(1)患者の移送
診療にかかる周辺業務	
1)検査・処置などの伝票類の補充・整理	
2)診療に必要な書類伝票類の補充・整理	
3)診療に必要な機器・器具などの準備・片付け	
4)診療材料などの補充・整理	
その他： ・電話対応 ・面会者への対応（荷物の受取り） ・ごみの片付け（医療廃棄物を含む） ・患者の安全を守るための見守り ・患者の病室移動の際の看護職員の補助 ・口腔及び気道吸引物の廃棄 ・酸素流量計の蒸留水の補充外回業務 ・研修の受講	など